

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業に係わる実施方針等に対する質問への回答

| No | 資料名  | 頁   | 章 | 節 | 細節  | 項 | 目    | 項目名                   | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 質問回答                                                                                          |
|----|------|-----|---|---|-----|---|------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 実施方針 | P16 | Ⅲ | 5 | (2) | ア |      | 特別目的会社の設立             | 「本施設内に無償で設置することを認める」とありますが、現実的には、設置が可能となるのは建設終了後と考えます。従って、本施設内への設置を行う場合、建設完了後は別場所に設置して、建設完了後に設置場所を移動させるという考えで宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                    | お見込みのとおりです。                                                                                   |
| 2  | 〃    | P16 | Ⅲ | 5 | (2) | イ |      | 〃                     | 「応募グループのうち、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする」とありますが、実施方針P.12 3(1)ウには、「(2) イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定める」とあることから、『設計・建設を行う者の要件を満たす1者の出資比率は出資者の中で最大』と捉えます。一方、要求水準書（案）運営維持管理編P7には、「運営事業者を代表する企業の出資比率は出資者の中で最大」との記載がございます。この解釈は、以下のどちらでしょうか。<br>・「設計・建設を行う者の要件を満たす1者」と「運営事業者を代表する企業」の出資比率を共に最大、かつ出資比率を同率とする。<br>・要求水準書の「運営事業者を代表する企業」という記載を「代表企業」と読み替える。 | 本施設のプラントの設計・建設を行う者を代表企業とし、代表企業の出資比率は出資者の中で最大としてください。<br>要求水準書（案）の記載は誤りのため、入札公告時の要求水準書では修正します。 |
| 3  | 〃    | P21 | Ⅶ | 3 |     |   |      | その他の事情で事業の継続が困難となった場合 | 「一定の期間内に協議が整わない場合」とありますが、この一定の期間については公告時までに具体的な期間が公表されると考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 詳細については入札説明書等で示します。                                                                           |
| 4  | 〃    | P26 |   |   |     |   |      | 添付資料-3 ※2             | 「建設事業者（プラントの設計・建設担当）のうち1者及び運営企業について、構成員として特別目的会社に出資すること」とありますが、図内に（出資）という記載もありますので、「1者」は「1者のみ」ではなく、少なくとも1者ということで宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                 | お見込みのとおりです。建設事業者（プラントの設計・建設担当）のうち、少なくとも1者は構成員として特別目的会社に出資することを表しています。                         |
| 5  | 〃    | P27 |   |   |     |   | (8)  | 添付資料-4 第三者賠償リスク       | 外部よりの侵入者等が第三者へ損害を与えた場合は不可抗力に該当すると考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 事業者として善良なる管理者の注意義務を果たしたにも関わらず、外部の侵入者が発生した場合に限り、ご理解のとおりです。                                     |
| 6  | 〃    | 27  |   |   |     |   | (11) | 添付資料-4 法令変更リスク        | 貴市の法人市民税の変更は、「本事業に直接関連する法令・税制の変更等」に該当すると考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 法人市民税の変更は、「本事業に直接関連する法令・税制の変更等」に該当しません。                                                       |
| 7  | 〃    | 27  |   |   |     |   | (13) | 添付資料-4 不可抗力リスク        | 本事業におけるリスク分担（案）(1/2)の「全般」、不可抗力リスクNo.(13)については民間事業者に△印がつき、※1として「一定額までの追加費用及び損害は民間事業者負担とする」と記載があります。この一定額については、公告時に具体的な数値が公表されると考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                | 詳細については入札説明書等で示します。                                                                           |

| No | 資料名                  | 頁           | 章 | 節 | 細節 | 項  | 目    | 項目名                  | 質問事項                                                                                                                                    | 質問回答                                                                                                 |
|----|----------------------|-------------|---|---|----|----|------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 〃                    | P27-<br>P28 |   |   |    |    | (21) | 添付資料-4 物価変動リスク       | 表中に※3として「一定割合以下の物価変動については費用を見直さないこととし、一定割合を超えた場合には費用を見直すこととする。」と記載があります。この一定割合については公告時までに具体的な数値が公表されると考えて宜しいでしょうか。                      | 詳細については入札説明書等で示します。                                                                                  |
| 9  | 〃                    | P28         |   |   |    |    | (33) | 添付資料-4               | 「運営維持管理業務期間において民間事業者に起因する事故の発生に関するもの」とありますが、「運営維持管理業務期間において貴市に起因する事故の発生に関するもの」については、貴市でリスクを分担するものと考えて宜しいでしょうか。                          | お見込みのとおりです。                                                                                          |
| 10 | 要求水準書（案）<br>設計・建設業務編 | P2          | 1 | 2 | 5  | 1) |      | 工期                   | 工期の着工時において、環境アセスメントの手続きは完了していると考えて宜しいでしょうか。もしくは本工事には不要でしょうか。                                                                            | 本事業にかかる廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の手続きは、廃掃法施行規則第5条の2の規定に該当する「軽微な変更」にあたることから、環境アセスメントの手続きは本工事には不要であることを確認しています。 |
| 11 | 〃                    | P2          | 1 | 3 | 1  | 4) | (2)  | 用水                   | 市水道引き込みと記載がございますが、給水方式は直結給水方式と考えて宜しいでしょうか。また、水圧も教示願います。                                                                                 | 市水道の水圧は0.15～0.74MPaです。詳細な水圧は調査しなければわかりません。直結給水方式の可否は、設計協議の上、千葉市水道事業事務所と事業者の協議で決定していきます。              |
| 12 | 〃                    | P2          | 1 | 3 | 1  | 4) | (2)  | 〃                    | 引き込み水道の口径は、建物使用内容・プラント使用量を吟味して運用上問題無い口径を引き込む事との理解で宜しいですか。又、防火水槽への引き込みも必要と考えて宜しいでしょうか。                                                   | 関係機関と協議の上、決定して下さい。                                                                                   |
| 13 | 〃                    | P3          | 1 | 3 | 1  | 4) | (4)  | 排水                   | 場内排水については調整池に排水して放流する。と記載がございますが、場内排水とは敷地内に降った雨水を示していると考えて宜しいでしょうか。また、そのほか想定される排水がございましたらご教示願います。                                       | お見込みのとおりです。                                                                                          |
| 14 | 〃                    | P3          | 1 | 3 | 1  | 4) | (4)  | 〃                    | 処理棟排水の浸出水調整槽へ移送と記載がございますが、排水は、床排水・雑排水とし、汚水は運用上支障の無い浄化槽入槽の設置と考えて宜しいですか。                                                                  | 床排水、雑排水及び汚水は浄化槽で処理するものとします。入札公告時の要求水準書では修正します。                                                       |
| 15 | 〃                    | P12         | 2 | 1 | 10 | 1) | (3)  | 試運転                  | 「試運転の費用は建設事業者の負担とする。」とありますが、要求水準書（案）運営維持管理編5には電気・LPG・上水・電話について、運営事業者が全て負担するものとされています。試運転にかかる「電気・LPG・上水・電話」の費用については建設事業者の負担と考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。                                                                                          |
| 16 | 〃                    | P15         | 2 | 1 | 11 | 5) |      | 契約不適合責任期間中の点検、整備及び補修 | 定期点検とは、機械メーカー・運用側等で1回/年の点検を契約不適合責任期間中を行い、不具合部品の交換費用を建設事業者側で負担すると考えて宜しいですか。水槽の防食の点検については、運用上空に出来る水槽は、浚渫費用も見込むと言う考えで宜しいでしょうか。             | 保証期間中については建設事業者の負担となります。また、水槽の防食の点検については、浚渫費用も含まれます。                                                 |

| No | 資料名 | 頁   | 章 | 節 | 細節 | 項   | 目    | 項目名            | 質問事項                                                                                                    | 質問回答                                                                                                                                        |
|----|-----|-----|---|---|----|-----|------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17 | 〃   | P17 | 2 | 1 | 12 | 4)  | (15) | 保証書            | 「保証書」の「保証内容」の項目について御指定があれば御教示願います。                                                                      | 設計・建設業務において協議するものとします。                                                                                                                      |
| 18 | 〃   | P19 | 2 | 1 | 15 | 2)  |      | 保証期間における破損・故障等 | 「本市に納付した予備品、消耗品、材料等～」と記載されていますが、運営事業者が自らの責任で運営する期間においては、これら品目は運営事業者の裁量で材質等の変更・手配・使用判断を行うとの理解で宜しいでしょうか。  | 運営維持管理業務において協議するものとします。                                                                                                                     |
| 19 | 〃   | P22 | 2 | 5 | 3  | 8)  |      | 仮設工事           | 〃資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、計画書作成の上本市の承諾を得る〃とございますが、工事現場横又は付近の田畑用地について、借用可能でしょうか。又既設処理場内について、影響のない範囲で借用可能でしょうか。 | 既存処理場も含めて本施設建設用地外の用地を事業者の責任において確保し活用する場合についても、計画書作成の上本市の承諾を得るものとします。                                                                        |
| 20 | 〃   | P23 | 2 | 5 | 3  | 10) | (2)  | 〃              | 〃打合せに必要なスペース(20人程度が会議できる)を確保する〃とございますが、本市殿と全体会議が行えるよう専用のスペースを現場事務所用とは別に、確保するとの認識で宜しいでしょうか。              | 全体会議、各工事別会議及び打合せ等の開催が可能であれば、必ずしも専用のスペースを確保する必要はありません。                                                                                       |
| 21 | 〃   | P25 | 2 | 6 | 1  | 1)  | (1)  | 計画原水水質         | 処分場の跡地利用としてゴルフ場とのことですが、ゴルフ場に散布される農薬等の影響は原水水質には影響がないと考えて宜しいでしょうか。                                        | ゴルフ場としての跡地利用開始の前後で原水水質に変化はなく、影響はないと考えております。跡地利用開始前後の原水水質及び放流水質のデータを入札公告時の要求水準書において提示致します。また、ゴルフ場で使用されている農薬は入札参加者に対して閲覧等により情報提供することを検討しています。 |
| 22 | 〃   | P25 | 2 | 6 | 1  | 1)  | (1)  | 処理時間（運転条件）     | 汚泥処理5時間／日、5日／週とありますが、より合理的な脱水汚泥搬出を行うため、汚泥処理の運転時間を提案することは可能でしょうか？                                        | 汚泥処理設備の設計計算上の運転時間の上限として「5時間／日、5日／週」としています。より短時間で処理する汚泥処理設備の提案を妨げるものではありません。なお、運営維持管理業務における汚泥処理の運転時間については、合理的な提案を認めます。                       |
| 23 | 〃   | P58 | 2 | 6 | 3  | 7   | 2    | 水張テスト          | ア)では上水を注入し・・・と記載され、ウ)では、水張テストの水は淡水と記載があります。上水以外の淡水も利用可能でしょうか。                                           | 水張テストの水は原則上水とし、それ以外の場合は協議とします。入札公告時の要求水準書では修正します。                                                                                           |
| 24 | 〃   | P59 | 2 | 6 | 3  | 2)  | (11) | ①構造概要及び外部仕上げ   | 施設高さは10mまでに納める計画とすると記載がございますが、条例に基づく規制でしょうか。理由をご教示願います。                                                 | 条例に基づく規制ではありません。景観に配慮して10mまでに納める計画としています。ただし、施設高さについては太陽光パネル等の設備機器の高さは除いた高さとしします。                                                           |
| 25 | 〃   | P59 | 2 | 6 | 3  | 2)  | (11) | ①構造概要及び外部仕上げ   | 各内部・外部仕上に関して、材料の選定についてはコスト及び機能上適切なものをご提案しても宜しいでしょうか。                                                    | 原則として要求水準書（案）のとおりとしますが、合理的な提案を妨げるものではありません。最終的には設計協議の中で決定していきます。                                                                            |
| 26 | 〃   | P60 | 2 | 6 | 3  | 2)  | (11) | ②各室配置等         | 各室の必要面積・配置階に関して、施設機能及び維持管理上適切な計画を行い、ご提案しても宜しいでしょうか。                                                     | ご提案に委ねます。最終的には設計協議の中で決定していきます。                                                                                                              |

| No | 資料名 | 頁   | 章 | 節 | 細節 | 項  | 目    | 項目名                                                   | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 質問回答                                                                                                                                    |
|----|-----|-----|---|---|----|----|------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27 | "   | P60 | 2 | 6 | 3  | 2) | (11) | "                                                     | 会議室に関して、想定している使用人数及び使用用途ございましたらご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                 | 使用人数は最大20人、使用用途は市と事業者の打合せを想定しています。                                                                                                      |
| 28 | "   | P60 | 2 | 6 | 3  | 2) | (11) | "                                                     | 各室の配置について、「イ」必要に応じて・・・」とございますが、維持管理上必要な室の選定については任意と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                         | 原則、各室を求めますが、合理的な提案を妨げるものではありません。不要な各室がある場合は、理由書の提出を求めます。                                                                                |
| 29 | "   | P60 | 2 | 6 | 3  | 2) | (11) | ③各室内部仕上げ                                              | 各室の面積（参考）については、維持管理上適切な面積として提案することは可能でしょうか？                                                                                                                                                                                                                                             | ご提案に委ねます。最終的には設計協議の中で決定していきます。                                                                                                          |
| 30 | "   | P60 | 2 | 6 | 3  | 2) | (11) | 建築備品に関して                                              | 建築備品（机・椅子・棚・ロッカー等）の必要数量について、維持管理上支障のない適切な数量を設定し、ご提案しても宜しいでしょうか。また建築備品等に指定がある場合は備品リストをいただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                       | ご提案に委ねます。最終的には設計協議の中で決定していきます。                                                                                                          |
| 31 | "   | P63 | 2 | 6 | 4  | 1) | (2)  | 受変電設備及び配線工事                                           | 新規施設は既存施設とは別途回線として電力契約、高圧電力引込みを行えるものと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                       | お見込みのとおりです。                                                                                                                             |
| 32 | "   | P64 | 2 | 6 | 4  | 1) | (2)  | ④-4. 高圧進相コンデンサ1式(上記に収納。2バンク以上に分割する。)                  | 進相コンデンサを変圧器盤とは別途盤への収納とすることは可能でしょうか。また、高圧進相コンデンサを変圧器の励磁補償用1バンクとし、低圧進相コンデンサにて同等の力率改善を図る構成は可能でしょうか。                                                                                                                                                                                        | 原則、要求水準書（案）に記載のとおりとしますが、合理的な提案を妨げるものではありません。最終的には設計協議の中で決定していきます。                                                                       |
| 33 | "   | P65 | 2 | 6 | 4  | 1) | (7)  | ④再生可能エネルギー等導入設備                                       | 太陽光パネルによって発電した電気の使用用途について、想定している用途がございましたらご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                      | ご提案に委ねます。                                                                                                                               |
| 34 | "   | P66 | 2 | 6 | 4  | 2) | (2)  | ④既設調整槽設備で<br>使用しているコルソ<br>スを活用した中央監<br>視装置での記録、監<br>視 | 既存調整槽設備で使用しているコルソスにルーターを追加することで、コルソスに取り込んでいる信号を遠隔発信するとあります。既存コルソスへのルーターを追加して信号の遠隔発信と元々の音声通報機能は共存できないため、既設調整槽設備のコルソスは遠隔発信機能専用とし、中央監視設備を経由しての音声通報と考えて宜しいでしょうか。<br>現状の既存調整槽設備のコルソスでは動力停電、電灯停電、ポンプ故障、水位異常の警報信号を音声通報しておりますが、現状の項目を状態監視として中央監視設備へ取り込むという認識で宜しいでしょうか。また、流量情報は新規追加するという認識でしょうか。 | 要求水準書（案）に記載のとおりとします。要求水準書（案）に記載のない事項についてはご提案に委ねます。                                                                                      |
| 35 | "   | P70 | 2 | 7 | 1  | 1) |      | 敷地造成                                                  | 「伐採・抜根・粗造成を行い」とありますが、建設用地内には既設構造物・地中埋設物などはなく、それらに伴う撤去・処分工事は発生しないと判断して宜しいでしょうか。また、地中埋設部等は発生した場合には、別途工事と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                      | 用地買収時に耕地整備はされていなかったため、埋設物はないものと考えていますが、地中埋設物等が発生した場合の対応については、別途協議するものとします。なお、P72及び添付参考図面No. 17に示すとおり、農業用水管が埋設されていますが、これらの撤去は事業範囲内となります。 |
| 36 | "   | P70 | 2 | 7 | 1  | 1) |      | "                                                     | 敷地造成レベルについて、施設配置計画等に適したご提案をしても宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                 | 添付参考図面を参考に設計GLをご検討ください。なお、より安全で合理的な提案を妨げるものではありません。                                                                                     |

| No | 資料名                          | 頁   | 章 | 節 | 細節 | 項  | 目   | 項目名                               | 質問事項                                                                                                                        | 質問回答                                                                                          |
|----|------------------------------|-----|---|---|----|----|-----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37 | 〃                            | P70 | 2 | 7 | 1  | 2) |     | 山留・掘削                             | 掘削土砂は場内で利用することとありますが、掘削土砂を全量場内利用できない場合、あるいは利用に適さない場合は場外処分として宜しいでしょうか？                                                       | 原則、場内利用としますが、やむを得ず場内利用できない場合などは適正な処理をすることとします。                                                |
| 38 | 〃                            | P70 | 2 | 7 | 2  | 1) | (5) | 構内道路及び駐車場                         | 普通車15台程度の駐車場を確保することと記載がございますが、維持管理用の他、想定される駐車場利用状況をご教示願います。                                                                 | 本市と事業者の打合せ及び施設見学を想定しています。                                                                     |
| 39 | 〃                            | P71 | 2 | 7 | 2  | 3) |     | 調整池                               | 調整池は「雨水流出抑制指導基準」に基づき、機能上問題ない容量の確保及び、周辺地盤レベルの設定を行うとの考えて宜しいでしょうか。                                                             | お見込みのとおりです。関係機関と協議の上、最終的には設計協議の中で決定していきます。                                                    |
| 40 | 要求水準書（案）<br>設計・建設業務編<br>添付資料 | P3  |   |   |    |    |     | 図-1.1<br>既設導水管からの付替え、既存農業用水管撤去概要図 | 既設導水管からの付替え、既存農業用水管撤去を施工した後に、別途工事にて前面道路の整備工事が実施されるものと考えて宜しいでしょうか。                                                           | 既設導水管からの付替え、既存農業用水管撤去の施工に伴う道路舗装の復旧及び施設の出入口に係る道路工事については本事業範囲としますが、これ以外の前面道路の整備工事については含まれていません。 |
| 41 | 要求水準書（案）<br>設計・建設業務編<br>添付資料 | P3  |   |   |    |    |     | 図-1.3<br>導水管・既設調整槽<br>配置図         | 資料が判読不能ですので、再度ご提示ください。                                                                                                      | 入札公告時の要求水準書では修正します。                                                                           |
| 42 | 要求水準書（案）<br>運営維持管理編          | P4  | 1 | 3 | 1  |    |     | 関係法令等の遵守                          | 警備業法（昭和47年法律第117号）の記載がありますが、本業務で実施する警備業務においては、事業を受託するSPCに警備業法第4条の認定は求められず、警備業務を再委託する企業が警備業法第4条の認定を取っていれば差し支えないと考えて宜しいでしょうか。 | 関係法令を遵守して下さい。                                                                                 |
| 43 | 〃                            | P5  | 1 | 3 | 2  |    |     | 運営維持管理業務のための人員等                   | 表2の必要資格（参考）とありますが、本業務にこれらの有資格者を専任で配置することを意図しており、業務時間に必ず施設に勤務することではないという理解で宜しいでしょうか。また、各有資格者は相互にこれを兼ねることができるものと考えて宜しいでしょうか。  | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。                                                                       |
| 44 | 〃                            | P5  | 1 | 3 | 2  |    |     | 表2 電気主任技術者（第3種）                   | 「電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督」については、当該資格を有する専門業者への再委託（みなし設置者制度）を前提とした計画も可と考えて宜しいでしょうか。                                           | お見込みのとおりです。                                                                                   |
| 45 | 〃                            | P5  | 1 | 3 | 3  |    |     | 保険への加入                            | 「火災による損害を補償する保険」とありますが、範囲、及び補償金額を具体的に明示ください。                                                                                | 詳細については入札説明書等で示します。                                                                           |
| 46 | 〃                            | P5  | 1 | 3 | 3  |    |     | 〃                                 | 「保険契約の内容及び保険証書の内容」の確認方法は、保険証券の写しや付保証明、約款などと考えて宜しいでしょうか。                                                                     | お見込みのとおりです。                                                                                   |
| 47 | 〃                            | P6  | 1 | 3 | 7  |    |     | 地域経済への配慮                          | 「地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮」とありますが、「地元、地域」の範囲は千葉市内と考えて宜しいでしょうか。                                                               | お見込みのとおりです。                                                                                   |
| 48 | 〃                            | P6  | 1 | 3 | 9  |    |     | データの保管及び報告書の作成等                   | 「コストデータ」とありますが、別紙2 2 3) (1)の記載の内容がそれに該当すると考えて宜しいでしょうか。                                                                      | 運営維持管理業務において協議するものとします。                                                                       |

| No | 資料名 | 頁   | 章 | 節 | 細節 | 項   | 目   | 項目名        | 質問事項                                                                                                | 質問回答                                                                     |
|----|-----|-----|---|---|----|-----|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 49 | 〃   | P7  | 2 | 1 |    |     |     | 特別目的会社の設立  | 実施方針p8 5事業スケジュールより、特別目的会社を設立時期は、事業契約の締結の令和 5 年 3 月までと考えて宜しいでしょうか。                                   | 特別目的会社の設立は、仮契約の締結（12月下旬）までに完了させるものとします。                                  |
| 50 | 〃   | P8  | 2 | 1 | 1) | (2) |     | 運転監視業務     | 埋立処分地の運転監視業務には、埋立処分地各施設の運転業務を含むものと考えて宜しいでしょうか？                                                      | お見込みのとおりです。                                                              |
| 51 | 〃   | P12 | 2 | 3 | 2  | 2)  |     | 脱水汚泥搬出業務   | 「新施設の汚泥の運搬先は市清掃工場で、本市と協議し確認する」とありますが、運搬費の積算に当り、本施設から近い方の清掃工場を優先して良いと考えて宜しいでしょうか。                    | 清掃工場のオーバーホール等、状況により、必ずしも近いほうの清掃工場とはならないことがあります。詳細は入札公告時の要求水準書において提示致します。 |
| 52 | 〃   | P12 | 2 | 3 | 2  | 2)  |     | 〃          | 運搬業者に委託する場合、「貴市、特別目的会社及び運搬業者との間で三者契約を締結する」と記載されていますが、運搬業者の選定及び運搬費用については民間事業者に一任していただけたと考えて宜しいでしょうか。 | 運搬業者の選定及び運搬費用については民間事業者に一任しますが、三者契約にあたっては適正な処理が行われることを確認します。             |
| 53 | 〃   | P12 | 2 | 3 | 2  | 2)  |     | 〃          | 脱水汚泥の搬出先の、貴市清掃工場の受け入れ曜日、受入時間を御教示願います。<br>また、搬入車種の寸法などの規制があれば、御教示願います。                               | 清掃工場の受け入れ曜日、受入時間及び搬入車種の寸法については、落札者決定後の協議と致します。                           |
| 54 | 〃   | P13 | 2 | 3 | 2  | 3)  | (5) | 計画修繕業務     | 機器の劣化状態は予定したものより時間経過によって異なってくるものですので、補修実施計画書は毎年度必要に応じて見直して計画修繕を実施するものと考えて宜しいでしょうか。                  | お見込みのとおりです。                                                              |
| 55 | 〃   | P13 | 2 | 3 | 2  | 3)  | (7) | その他業務      | 「本施設の屋内及び屋外施設の清掃作業、本施設内の草刈り」の頻度は事業者の任意と考えて宜しいでしょうか。                                                 | 清掃作業については任意としますが、本施設内の草刈りについては要求水準書（案）p13、14に記載のとおり年2回とします。              |
| 56 | 〃   | P15 | 2 | 3 | 4  | 6)  |     | 商用電源途絶時の対応 | 商用電源途絶時に使用する「仮設発電機」については、特別目的会社（及び特別目的会社から運営業務を請け負う企業）が資材レンタル業者から必要時に手配する発電機と考えて宜しいでしょうか。           | ご提案に委ねます。                                                                |
| 57 | 〃   | P15 | 2 | 4 | ⑥  |     |     | 事業期間終了時の対応 | 「人件費や運営維持管理費に関する費用明細等」とありますが、別紙2 2 3) (1)の記載の内容がそれに該当すると考えて宜しいでしょうか。                                | 運営維持管理業務において協議するものとします。                                                  |
| 58 | 〃   | P16 | 2 | 4 | ⑩  |     |     | 〃          | 本内容は事業期間終了後にさらに数年程度の期間運営維持管理に関して、現行運営事業者からの提案としての計画立案等であり、最終的な計画は貴市の責にて作成いただけたと考えて宜しいでしょうか。         | お見込みのとおりです。                                                              |
| 59 | 〃   | P17 | 4 |   |    |     |     | 本市が貸与するもの  | 貴市より貸与された、使用品が廃番になった場合、同等以上のものにおいて原形に復すると考えて宜しいでしょうか。                                               | 運営維持管理業務において協議するものとします。                                                  |
| 60 | 〃   | P17 | 4 |   |    |     |     | 〃          | 「① 本施設の処理棟」以下の文章が欠落している場合は、御教示願います。                                                                 | 貸与に関する項目については、入札公告時の要求水準書では修正します。                                        |

| No | 資料名 | 頁   | 章       | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名           | 質問事項                                                                                                                                                                                          | 質問回答                    |
|----|-----|-----|---------|---|----|---|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 61 | "   | P18 | 5       | 1 |    |   |   | 電気            | 運営事業者が行う電気事業者との契約の相手先は運営事業者の任意と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                   | お見込みのとおりです。             |
| 62 | "   | P18 | 5       | 5 |    |   |   | テレビ受信料        | 運営事業者は、NHKとの契約は任意と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                | 要求水準書（案）に記載のとおりとします。    |
| 63 | "   | P28 | 別表<br>3 |   |    |   |   | 銅含有量          | 分析方法 について、銅含有量は観測井及び下田最終処分場揚水施設においては、JIS K0102-52.2, 52.3, 52.4, 52.5 とありますが、公共水質分析においてはJIS K0102-52.4とあります。比較対象を明確化するため、JIS K0102-52.4 に統一しても宜しいでしょうか。                                       | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。 |
| 64 | "   | P28 | 別表<br>3 |   |    |   |   | ほう素           | 分析方法 について、観測井においては、ほう素 JIS K0102-47.1, 47.3, 47.4とあり、下田最終処分場揚水施設及び公共水質分析においてはそれぞれ、ほう素及びその化合物 JIS K0102-47, JIS K0102-47.1, 47.3、付表7とありますが、比較対象を明確化するため、ほう素及びその化合物JIS K0102-47 に統一しても宜しいでしょうか。 | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。 |
| 65 | "   | P28 | 別表<br>3 |   |    |   |   | 砒素及びその化合物     | 分析方法 について、砒素及びその化合物は観測井においては JIS K0102-61.2, 61.3, 61.4、下田最終処分場揚水施設においては JIS K0102-61.2, 61.3、公共水質分析においては JIS K0102-61.3とありますが、比較対象を明確化するため、JIS K0102- 61.3 に統一しても宜しいでしょうか。                   | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。 |
| 66 | "   | 28  | 別表<br>3 |   |    |   |   | シマジン及びチオベンカルブ | 分析方法 について、シマジンおよびチオベンカルブは、観測井及び下田最終処分場揚水施設においては 環境庁告示59号 (S46) 付表5、公共水質分析においては 環境庁告示59号 (S46)付表5.1とありますが、比較対象を明確化するため、環境庁告示59号(S46)付表5.1 に統一しても宜しいでしょうか。                                      | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。 |
| 67 | "   | P28 | 別表<br>3 |   |    |   |   | 電気伝導率         | 分析方法 について、電気伝導率は観測井及び下田最終処分場揚水施設においては JIS K0101-12、公共水質分析は JIS K0102-13とありますが、比較対象を明確化するため JIS K0101-12 に統一しても宜しいでしょうか。                                                                       | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。 |
| 68 | "   | P28 | 別表<br>3 |   |    |   |   | 塩化物イオン        | 分析方法 について、塩化物イオンは観測井においてはJIS K0101-32、下田最終処分場揚水施設においては 衛生試験法 飲料水24-2、公共水質分析においては 衛生試験方法・注解 2000 4.1.1.3 24) (2) とありますが、比較対象を明確化するため、衛生試験法 飲料水24-2 に統一しても宜しいでしょうか。                             | 入札公告時の要求水準書に記載のとおりとします。 |